

# 青森県報

第二千九百六十一号

平成二十年

七月二十二日

(火曜日)

## 目次

### 告 示

児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する  
証票の様式……………(みらい課も) ……一

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(東青地局域) ……二

### 出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域局) ……三

土地改良区の管理規程の認可……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

土地改良区の管理規程変更の認可……………(同) ……三

土地改良区の役員 の 就任及び退任……………(西北地域局) ……四

## 告 示

青森県告示第五百四十八号

児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)

第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第一項及び第九条の六に規定する身分を証明する証票の様式を次のように定め、平成十三年一月十五日青森県告示第十八号(児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項に規定する身分を証明する証票の様式)

は、廃止する。

平成二十年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 法第八条の二第一項、第九条第一項及び第九条の二第一項に規定する身分を証明する証票

(表)

<p>児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)</p> <p>第八条の二(出頭要求等) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査をさせることができる。この場合において、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。(立入調査等)</p>	<p>証 票</p> <p>10センチメートル</p> <p>8センチメートル</p> <p>青森県知事</p> <p>印</p>
--	---

右の者は、児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定による児童委員児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

二 法第九条の六に規定する身分を証明する証票

(裏)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがある  
と認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事  
する職員をさせて、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査  
又は質問をさせることができる。この場合においてはその身分を  
分を証明する証票を携帯させなければならない。  
これを提示させなければならない。  
（再出頭要求等）  
第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前  
条第一項の児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は  
児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又  
は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が  
行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、  
当該児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問  
をさせることができる。この場合においてはその身分を証明  
する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提  
示させなければならない。

(表)

証 票 10センチメートル	第 号 年 月 日交付 所 属 職 氏 名 青森県知事 印
8センチメートル	

右の者は、児童虐待の防止等に関する法律第九条の三第一項及び  
第二項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員である  
ことを証明する。

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）  
（臨検、搜索等）  
第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第  
九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求  
めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがある  
ときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保す  
るため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該  
児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判  
所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、  
当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索  
させることができる。  
2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせると  
きは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な  
調査又は質問をさせることができる。  
（身分の証明）  
第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条  
の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規  
定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をする  
ときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつた  
ときは、これを提示しなければならない。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社プラント
- 二 代表者の氏名 和嶋 勲
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田三丁目七の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六六二六号

五 取消年月日 平成二十年七月九日  
六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十年五月十二日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成二十年六月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年七月二十二日

中南地域県民局長 佐 藤 和 雄

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、浅瀬石川土地改良区の浅瀬石川第一頭首工管理規程を平成二十年六月二十三日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十年七月二十二日

中南地域県民局長 佐 藤 和 雄

浅瀬石川第一頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、浅瀬石川土地改良区の浅瀬石川第二頭首工管理規程を平成二十年六月二十三日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十年七月二十二日

中南地域県民局長 佐 藤 和 雄

浅瀬石川第二頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に

報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、浅瀬石川土地改良区の滝井頭首工管理規程の変更を平成二十年六月二十三日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十年七月二十二日

中南地域県民局長 佐藤和雄

滝井頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に關する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月六日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に關する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に關する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明

道土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年七月二十二日

西北地域県民局長 藤本正雄

役員別の氏名	住	所	就任及び退任の年月日
理事 福沢 一男	西津軽郡深浦町	大字追良瀬字塩見崎二六	平成二〇・四・七就任
野呂 萬蔵	〃	大字轟木字亀ヶ崎七九の	〃
吉田 信正	〃	〃	〃
長尾 一義	〃	大字追良瀬字塩見山平二	〃
木村 輝之	〃	〃 字塩見崎八七	〃
吉田 隆	〃	大字轟木字亀ヶ崎一五六	〃
平岡健一郎	〃	大字追良瀬字塩見崎七二	〃
坂崎 昭市	〃	〃 字塩見山平二	〃
小野 昌	〃	大字轟木字根株六一	〃
大沢 一夫	〃	大字追良瀬字塩見崎九五	〃
吉田 正身	〃	大字轟木字亀ヶ崎一一六	〃
黒滝 一昭	〃	大字追良瀬字塩見崎六四	〃
石沢 常男	〃	〃 九六	平成二〇・四・六退任
野呂 萬蔵	〃	大字轟木字亀ヶ崎七九の	〃
吉田 信正	〃	〃	〃
長尾 一義	〃	大字追良瀬字塩見山平二	〃
木村 輝之	〃	〃 字塩見崎八七	〃
吉田 隆	〃	大字轟木字亀ヶ崎一五六	〃

平岡 栄	吉田 正身	大沢 一夫	谷川 廣明	福沢 一男	平岡健一郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字追良瀬字塩見崎七九	大字轟木字亀ヶ崎一一六	大字追良瀬字塩見崎九五	大字轟木字亀ヶ崎一〇八	〃 〃 二六	大字追良瀬字塩見崎七二
〃	〃	〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭